

官民連携による骨折予防対策の実施に向けた
マーケットサウンディング（市場調査）
実施要領

令和 8 年 1 月
大阪市福祉局

1 調査の背景

日本の総人口は2008年頃を境に減少に転じ、一方で高齢者（特に75歳以上）の占める割合は年々増加しています。健康寿命を延伸するために高齢者の介護予防・健康づくりの推進が重要とされ、令和2年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」等の法律が改正されました。改正法では、後期高齢者医療広域連合は高齢者保健事業の実施にあたり、市町村が実施する国民健康保険の保健事業や介護保険の地域支援事業と一体的に実施することとされており、本市も令和3年度から大阪府後期高齢者医療広域連合より委託を受け「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を取り組んでいます。

本市における国民健康保険被保険者・後期高齢者医療制度被保険者の健康課題の分析を行い、後期高齢者医療制度被保険者の医療費（入院・外来）の1位が「骨折」、介護・介助が必要となった原因の1位が女性においては「骨折・転倒」となっており、「骨折」は重要な健康課題であることが抽出されました。令和6年度からの大阪市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）においても「骨折予防対策」を事業計画に掲げ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施と併せて取り組み、健康寿命の延伸を目指しています。

2 課題及び目的

本市では令和7年度から、担当職員（保健師）により骨粗しょう症検診精密検査未受診の国民健康保険及び後期高齢者医療制度被保険者に対し、受診勧奨等の骨折予防対策に取り組んでいます。しかし、対象者に架電しても通じない方や、受診勧奨を行っても消極的な方がおられる等、効果的にアプローチを行う方法について課題があると感じています。また、骨折歴があり骨粗しょう症の治療が必要であるにも関わらず未治療・治療中断される方が多数おり、二次骨折予防対策が必要ですが、担当職員（保健師）だけでは対応しきれない状況にあるため、業務委託による実施を検討しています。

今後、新たに二次骨折予防対策を実施するにあたり、これまでの視点にとらわれない効果的なアプローチ方法や保健指導方法、また、委託事業の評価指標の設定や事業予算規模等を探ることを目的として、マーケットサウンディング（市場調査。以下「調査」という。）を実施します。本調査に対して、意欲的なご提案をいただくことを期待しています。

3 調査について

調査は、対話方式にて実施します。対話による調査にご協力いただける場合、「8 対話による調査の進め方（4）対話による調査への参加申込書及び提案書」をメールにてご提出ください。すべての参加者に対話による調査を実施します。

4 事業概要

（1）想定対象者及び対象者数 ※本市にて対象者抽出を行います。

ア 骨粗しょう症検診の結果「要精密検査」の判定となり、レセプトで精密検査未受診かつ、骨折歴のある方

- ・国民健康保険被保険者 50～74歳の女性 : 約100人
 - ・後期高齢者医療被保険者 75～79歳の女性 : 約25人
- イ 骨折歴があり、骨粗しょう症未治療の方のうち、以下に当てはまる方
- ・国民健康保険被保険者 50～74歳 : 約6,000人
 - ・後期高齢者医療被保険者 75～79歳 : 約3,000人
- ※他疾患の治療を優先する必要がある場合等は対象外とする。

(2) 提案条件

- ・保健指導の従事者は、医療専門職（医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等の骨粗しょう症の発症や重症化の予防及び心身機能の低下の防止等に関し知識及び経験を有すると認められる者）とすること
- ・保健指導の実施方法は、アウトリーチ支援にて「個別の状態に応じた対応」を基本とすること
- ・科学的根拠のある保健指導を徹底すること

(3) 評価指標例

骨粗しょう症による医療機関受診者数（割合）等※2月時点

(4) 契約方法等

方法：成果連動型民間委託契約方式（PFS）を想定

期間：単年度

(5) 事業実施期間

4～10月を想定

5 求める提案内容

次の項目について、提案を求めます。該当する項目について、可能な限り具体的にご提案ください。なお、指定の様式を使用せず、各項目について記載された自由様式にてご提出いただくことやイメージ図等を添付いただくことなども可能です。提出方法については、「8 対話による調査の進め方（4）対話による調査への参加申込書及び提案書の受付」をご確認ください。

項目	内容
事業概要（事業手法）	事業の管理運営方法、 想定される保健指導の実施方法、 保健指導に至るまでの対象者の抽出方法等
事業範囲	事業期間、業務発注が可能な対象者数等
事業効果	期待される成果（医療機関受診者数（割合）等） 成果連動払いに係る評価指標、評価時期等
費用及び支払い等	成果連動型委託契約の場合の固定払いと成果連動払い（インセンティブ）の支払い割合、事業実施に係る予算規模等

実現に向けた課題	提案事業を実現する上での課題及び条件等（必要な公的負担等）
----------	-------------------------------

6 参加資格

本調査に参加できる者は、本調査の趣旨を理解し、骨折予防対策に事業主体として意欲を有し、次に掲げるいずれの事項にも該当しない法人または法人のグループとします。

なお、個人の方の参加申込はできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者
- (2) 大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- (3) 大阪市競争入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者または同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てを受けている者
- (5) 当該法人の設立根拠に規定する解散または清算の手続きに入っている者
- (6) 地方自治体第 244 条の 2 第 11 項の規定により、大阪市または他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者
- (7) 応募する法人等の役員に、いずれかに該当する者がいる法人等
 - ・破産者で復権を得ない者
 - ・禁固または拘禁以上の刑に処され、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (8) 直近 3 事業年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人と道府県民税、法人事業税の滞納がある者

7 対話による調査

参加者に対して、以下のとおり行います。

- (1) 参加者のアイデア及びノウハウを保護するため、個別に非公開で実施します。
- (2) 対話による調査は、対面またはオンライン（Microsoft Teams）で実施し、対話による調査に参加できる人数は 1 グループ 4 名までとします。
- (3) 所要時間は 1 時間程度（入退室、オンライン接続、資料準備含む。）とします。なお、必要に応じて複数回行うことがあります。
- (4) 次の内容をお聞きする予定です。民間事業者のノウハウを活かし、創意工夫を凝らした幅広いアイデアをご提案ください。
 - ・提案内容の詳細等
 - ・その他、事業実施にあたっての懸念事項や本市に求める条件等

8 対話による調査の進め方

(1) スケジュール

内容	日程
① 実施要領の公表	令和8年1月16日（金）
② 説明会参加申込書の受付期間	令和8年1月16日（金）～1月30日（金）
③ 説明会の開催	令和8年2月19日（木）
④ 質問の受付期間	令和8年2月19日（木）～2月26日（木）
⑤ 質問に対する回答期限	令和8年3月9日（月）
⑥ 参加申込書及び提案書の受付期間	令和8年2月19日（木）～3月16日（月）
⑦ 対話による調査の実施期間	令和8年3月23日（月）～3月27日（金）
⑧ 実施結果の公表	令和8年4月30日（木）

※スケジュールは、あくまでも予定であり、変更となる場合があります。

(2) 説明会の開催

開催日時	令和8年2月19日（木）13時～（12時45分開場）
開催場所	大阪市役所本庁舎地下1階 第8共通会議室 (大阪市北区中之島1丁目3番20号) ※当日使用する会議室は変更となる場合がありますので、変更が生じた場合は参加者宛てに連絡します。
参加方法	「説明会参加申込書（別紙1）」に必要事項を記入の上、「11問合せ先」のメールアドレス宛てに送付してください。 ※件名は「骨折予防対策 MS 説明会参加申込書（法人・グループ名）」としてください。
受付期間	令和8年1月16日（金）～1月30日（金） 17時30分【厳守】
参加人数	1グループ2名まで

※説明会の参加は、対話による調査への参加の必須要件ではありません。

※説明会の当日は、本実施要領及び添付資料は配付しないため、各自でご準備ください。

(3) 質問の受付

質問方法	「質問書（別紙2）」に必要事項を記入の上、「11問合せ先」のメールアドレス宛てに送付してください。 ※件名は「骨折予防対策 MS 質問書（法人・グループ名）」としてください。
受付期間	令和8年2月19日（木）～2月26日（木） 17時30分【厳守】

※電話・FAXや来訪などによる質問は、受け付けません。

※質問に対する回答は令和8年3月9日（月）、大阪市福祉局ホームページに掲載予定です。

(4) 対話による調査への参加申込書及び提案書の受付

事前に示した「5 求める提案内容」に沿って、提案書を作成しご提出ください。

申込方法・提出書類	「参加申込書（別紙3）」及び「提案書（別紙4）」に必要事項を記入の上、「11 お問合せ先」のメールアドレス宛てに送付してください。※件名は「骨折予防対策 MS 参加申込書及び提案書（法人・グループ名）」としてください。
受付期間	令和8年2月19日（木）～3月16日（月） 17時30分【厳守】

(5) 対話による調査の実施

事前に参加者から提出された提案書（別紙4）を基に行ないますが、追加資料をご提出いただいても構いません。なお、当日の追加資料がある場合は紙媒体で7部をご持参ください。

開催日時・場所	令和8年3月23日（月）～3月27日（金） ※開催日時・場所については、個別に連絡します。
対話回数・時間	原則1回、1時間程度を予定
参加人数	1グループ当たり4名まで

(6) 実施結果の公表

対話による調査の実施結果の法人・グループ数、提案の概要については、大阪市福祉局ホームページにて公表します。ただし、参加者の名称は公表しません。なお、概要の公表に当たっては、参加者のアイデア及びノウハウに配慮し、事前に当該参加者へ内容の確認を行います。

9 留意事項

- ・対面による調査以外に、別途、電話、電子メール等による追加対話をお願ひすることがありますので、ご協力ください。
- ・本要領に関係のない提案など、提案内容が本調査の趣旨から外れていると本市が判断した場合、当該参加者には対話は行いません。
- ・本調査に参加する費用（書類作成費、交通費等）は、全て当該参加者の負担になります。
- ・本調査の結果に対する報酬の提供はありません。

10 その他

- ・本調査にあたって知り得た情報を、許可なく第三者に伝えることを禁止します。
 - ・本調査に不参加でも、将来実施可能性のある事業公募に参加することは可能です。
 - ・本調査実施後、その結果を精査の上で事業実現性の検討をすることから、必ずしも事業者公募を実施するものではありません。
 - ・本事業で報告・提案をいただいた内容は、今後、検討する際の参考としますが、事業者公募を行う際に必ずしも反映されるものではありません。
 - ・本調査への参加実績が、事業者公募を実施する際に優位性をもつものではありません。
- また、本調査で報告・提案いただいた内容について、事業者公募の際に履行していただく義務

はありません。（公募の際の仕様書に従ってください。）

- ・本市へ提出された資料は、理由の如何に問わず、返却いたしません。また、提出書類は、大阪市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる場合があります。本市が必要と認める場合は、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、事前に参加者に確認のうえ、全部もしくは一部を公開することがあります。
- ・報告・提案いただいた内容は、本市の骨折予防対策の実施に向けた検討にのみ使用します。ただし、本市関係部署と情報共有する場合がありますのでご了承ください。

11 問合せ先

担当：大阪市福祉局生活福祉部保険年金課（保健事業グループ）

住所：〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話：06-6208-9876

E-mail：fa0020@city.osaka.lg.jp